

電子処方せんの運用ガイドライン（案）（ポイント）

- ① 処方せんは、患者自らが服薬の情報を知ることができる、患者に最も身近な医療情報の一つ。
処方せんの電子化は、患者自らが服薬等の医療情報の履歴を電子的に管理し、健康増進への活用（ポータルサービス）の第一歩になるなど多くのメリットがあるので、普及を進めていく。

《処方せん電子化のメリット》

- ・医薬品の相互作用や患者のアレルギー情報の管理など、医療機関と薬局での情報の共有が進み、医療安全の確保に資する。後発品への変更など、調剤の結果の共有も進む。
- ・電子お薬手帳との連携により、患者が自ら服薬している情報を電子的に管理できる。
- ・紙の処方せんの印刷や管理コストが削減される。紙の処方せんの偽造や再利用を防止できる。

- ② 患者自らが薬局を選択（フリーアクセス）するため、本格運用までの間は、電子処方せんに対応できない薬局でも患者が調剤を受けることができるよう、移行期の仕組みが必要。

地域医療連携ネットワークなど実施環境の整った地域で実働に取り組み、参加する医療機関、薬局も増えていくことで、その地域で電子処方せんが一般的になり、医療機関と薬局との情報連携が一層進んでいく。地域医療連携ネットワークの普及とともに、全国で電子処方せんが普及していく。

- ③ 電子版お薬手帳との連携も確保し、処方せんの電子化のメリットを患者も享受できるようにする。

- ④ 薬局は、後発品への変更などの調剤の結果を、サーバを経由し医療機関に情報提供する。医療機関は、次回の処方に役立てることができ、医療安全の確保にもつながる。

- ⑤ 移行期では、医療機関が「電子処方せん引換証」（処方の内容、処方せんID等を記載）を発行し、患者が薬局に提出。薬局では、処方せんIDにより、運営主体のサーバにある「電子処方せん」を確認し、調剤。電子処方せんに対応できない薬局では、「電子処方せん引換証」を紙に転換することで、患者は調剤を受けることができる。

（※）電子処方せんの運用ガイドラインの策定と併せて、e-文書法に基づく厚生労働省令改正（H28年4月施行予定）を行い、処方せんの電子的な作成・交付・保存を可能となるようにする。

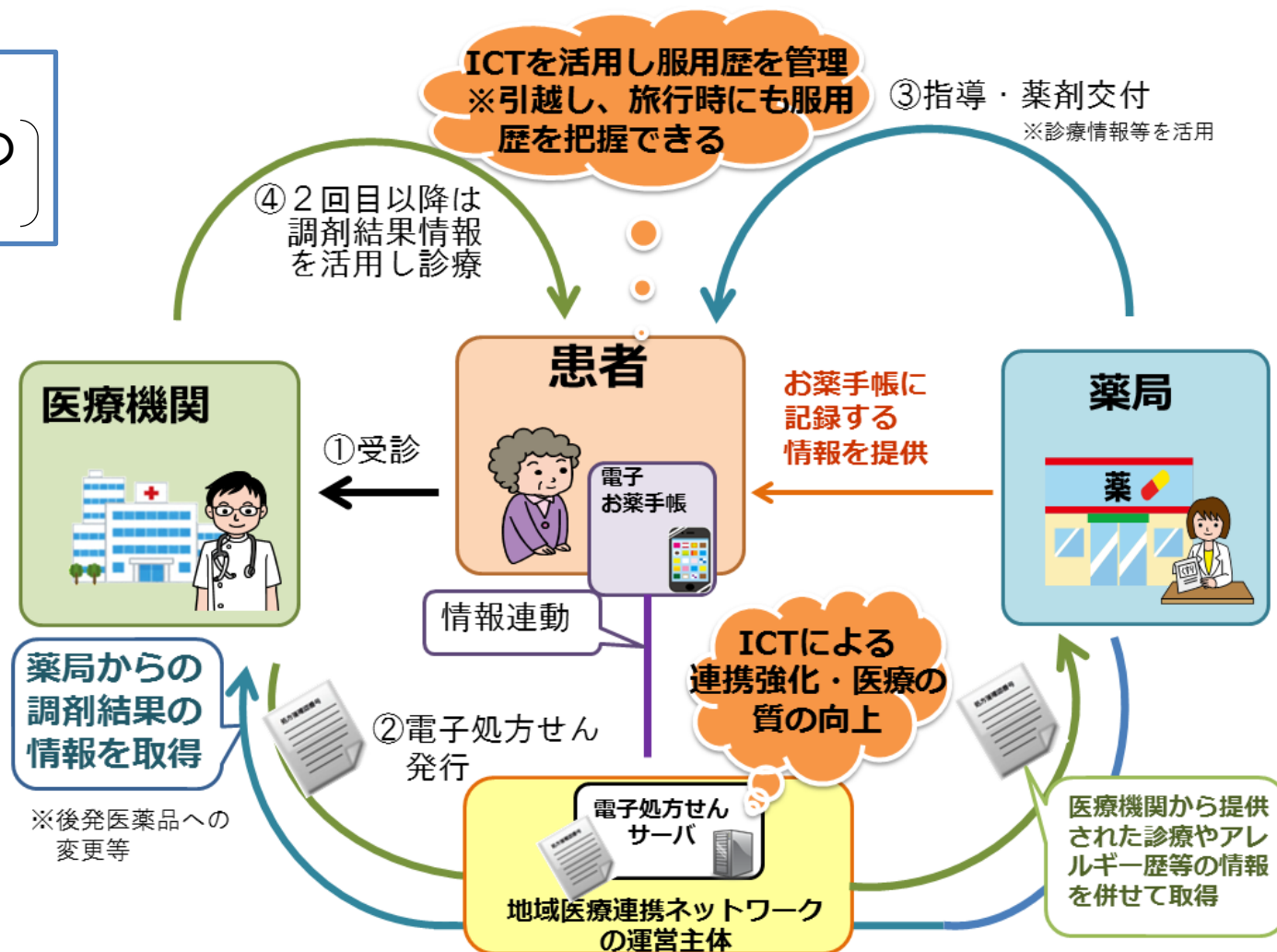
e-文書法（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律）に基づき、各省の省令で、書面の作成・交付・保存に代えて電磁的に作成できるものを定めている。

電子処方せん 導入前・後の運用の流れ

導入前
(現行)

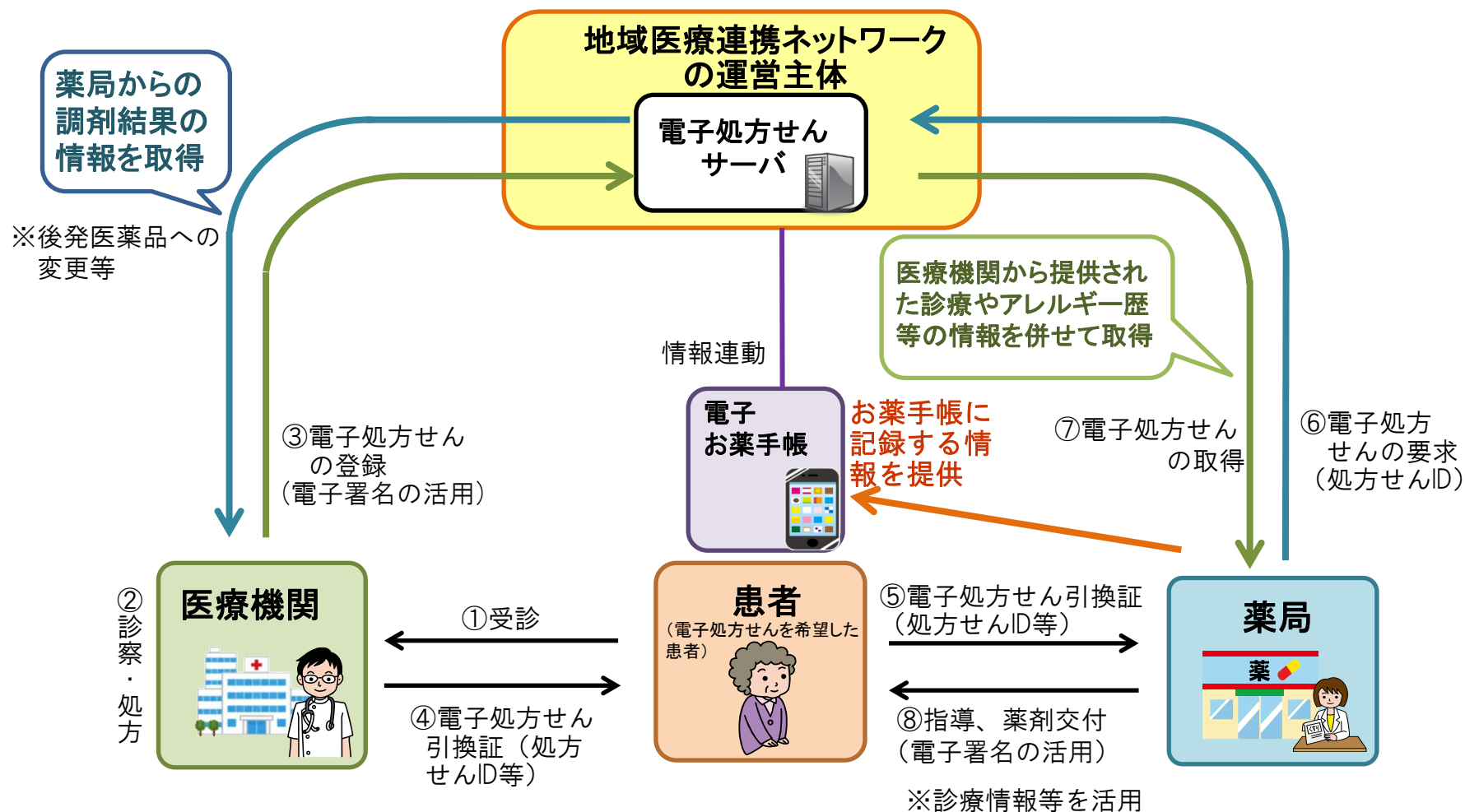


導入後
電子処方せんの
運用イメージ



電子処方せんの運用と普及推進（地域医療連携ネットワークの活用）

- 1 処方せんの電子化を可能とする規制緩和（省令改正） 平成28年4月施行（予定）
- 2 地域医療連携ネットワークなど、実施環境の整った地域で実働していく（病床の機能分化・連携のための地域医療介護総合確保基金の活用等による地域医療連携ネットワークの構築・普及）
- 3 電子版お薬手帳との連携、かかりつけ薬剤師・薬局の推進（電子処方せんの調剤結果をお薬手帳に取り込めるようにする。紙媒体の手帳と同等の機能を有する場合には、診療報酬上、同等に評価）



医療情報ネットワーク基盤検討会

- 医療情報を安全にやりとりするための技術的な課題や運用管理上の課題の解決策等について検討する。
- (※) 平成15年6月に設置。厚生労働行政の各分野での情報連携の基準の統一を確保しつつ、情報化・情報連携を進めるため、平成23年7月より、医政局から政策統括官（社会保障担当）に移管された。

安藤 裕	放射線医学総合研究所重粒子医科学センター病院病院長	○：座長
石川 広己	日本医師会常任理事	
○大山 永昭	東京工業大学情報工学研究所教授	
河原 和夫	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授	
喜多 紘一	保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会理事長	
北澤 成之	日本画像医療システム工業会医用画像システム部会長	
小泉 政幸	日本歯科医師会常務理事	
吉本 克彦	日本製薬工業会医薬品評価委員会電子化情報部会長	
田尻 泰典	日本薬剤師会常務理事	
樋口 範雄	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
福井 トシ子	日本看護協会常任理事	
藤岡 宏一郎	保健医療福祉情報システム工業会運営会議議長	
三谷 博明	日本インターネット医療協議会事務局長	
南 砂	読売新聞東京本社調査研究本部長	
矢野 一博	日本医師会総合政策研究機構主任研究員	
山本 隆一	東京大学大学院医学系研究科特任准教授	

○日本再興戦略2015（平成27年6月閣議決定）中短期工程表　＜抜粋＞

中短期工程表「国民の「健康寿命」の延伸③」

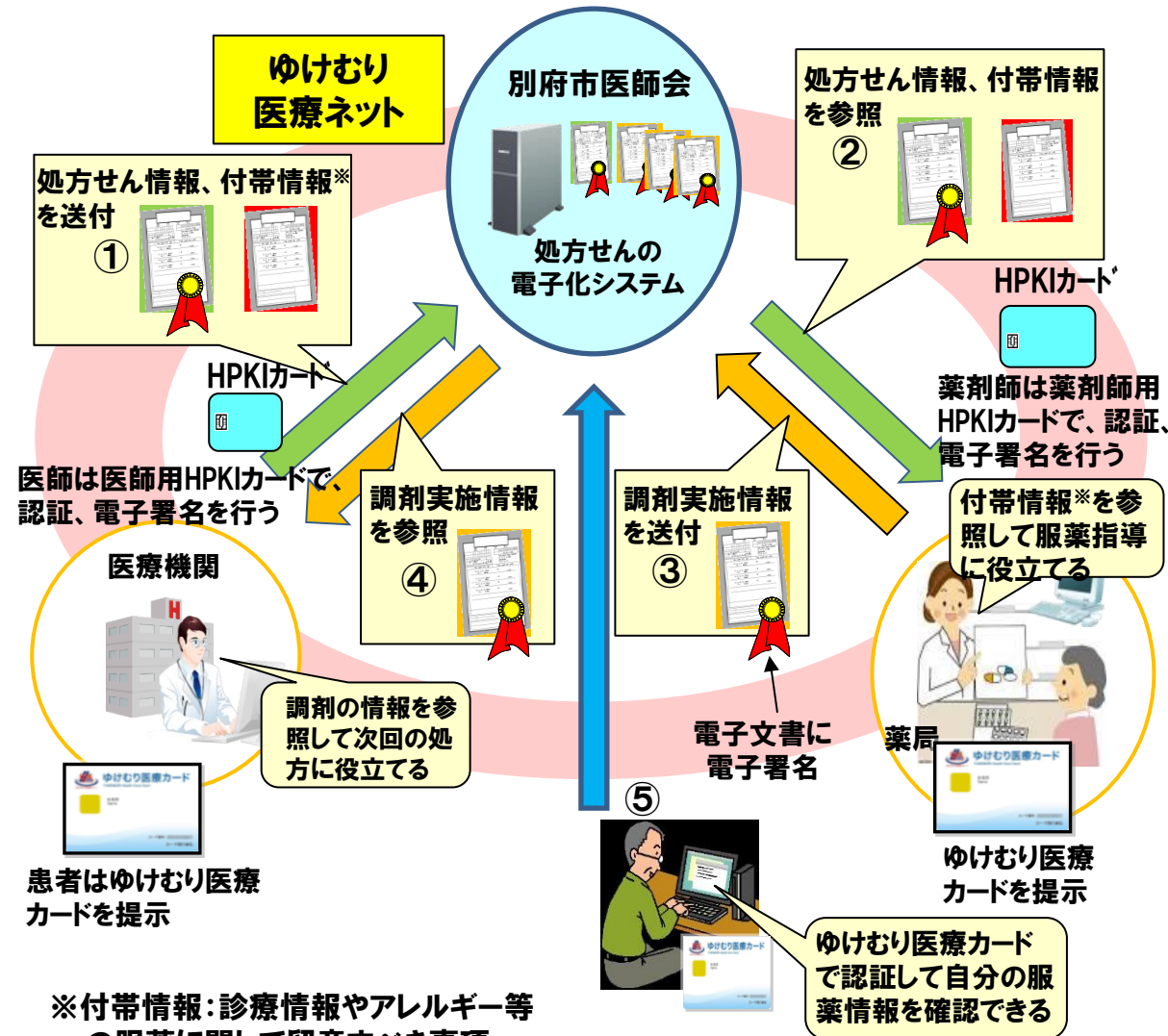
	2013年度・2014年度	2015年度			2016年度	2017年度	2018年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
効果的な予防サービスや 健康管理の充実に より、健康に生活し、 老いることができる社会③								
	電子処方箋について 実証事業の実施・検討	電子処方箋の運用のための ガイドラインの策定						

処方せんの電子化の実証事業 (平成25年度 大分県別府市)

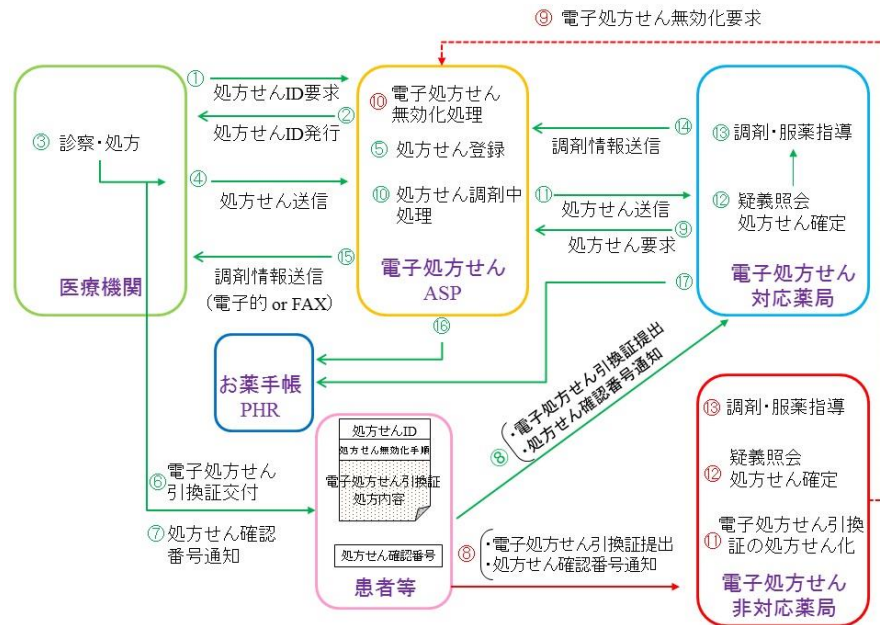
処方せんを電子化し、医師と薬剤師の間で処方情報や付帯情報（診療情報、アレルギー等）、調剤の結果の情報を、電子化のシステムで共有することにより、薬剤師が適切な服薬指導を行うとともに、医師は実際に調剤された薬を確認でき、次の処方役に役立てることができ、医療安全の確保にもつながる。

処方せんの電子化の流れ

- ①医療機関は、処方せん情報、付帯情報※を電子的に送付する。
(医師はHPKIカードでシステムへの認証と処方せん情報への電子署名を行い送付)
- ②薬局は、処方せん情報を参照して調剤を行い、また付帯情報※を参照して、服薬指導に役立てる。
(薬剤師はHPKIカードでシステムへ認証)
- ③薬局は、調剤実施情報を電子的に送付。
(薬剤師はHPKIカードで調剤実施情報へ電子署名)
- ④医療機関は調剤実施情報を参照して、次の処方に役立てる。
(医師はHPKIカードでシステムへの認証)
- ⑤患者は、自宅等で、自分の服薬の情報（調剤実施情報）を確認できる。



電子処方せんシステム運用の流れ（ガイドライン案）



＜電子処方せんに対応した薬局＞

- ①医療機関は、電子処方せんASPサーバに処方せんIDを要求
- ②ASPサーバは、処方せんIDと確認番号のセットを医療機関に発行
- ③医師は、患者の診察を行い、処方せんを作成
- ④医療機関は、処方せんIDを付した電子処方せんをASPサーバに送信
- ⑤ASPサーバは、処方せんIDをキーにして、電子処方せんを登録
- ⑥医療機関は、処方せんIDを記載した電子処方せん引換証を患者に交付。電子処方せん引換証に処方内容を記載し、医師が記名押印又は署名する。
- ⑦医療機関は、患者に電子処方せん引換証に対応した確認番号を伝達。

- ⑧患者は、薬局に電子処方せん引換証を提出、併せて確認番号を伝達。確認番号の紛失等の場合、被保険者証で患者本人を確認。
- ⑨薬局は、電子処方せん引換証に記載された処方せんIDと確認番号により、ASPサーバに電子処方せんを要求。
- ⑩ASPサーバは、処方せんIDと確認番号が対応していることを確認し、電子処方せんを「調剤中」の状態にする。
- ⑪ASPサーバは、電子処方せんを薬局に送信。
- ⑫薬剤師は、電子処方せんについて必要に応じて疑義照会を行い、医師に確認した内容等の必要事項を電子処方せんに反映。
- ⑬薬剤師は、患者に服薬指導の上、薬剤を交付。
- ⑭薬局は、調剤結果を、処方せんIDとともに、ASPサーバに送付。患者が電子版お薬手帳を使用している場合、患者からの登録の依頼に基づき、電子版お薬手帳のURLと患者IDも併せてASPサーバに送信。
- ⑮ASPサーバは、処方せんIDで処方した医療機関を特定した上で、当該医療機関に調剤の結果を送信。
- ⑯ASPサーバは、患者からの電子版お薬手帳への登録の依頼に基づき、指定されたURLに患者IDと併せて、調剤結果の情報を送信。
- ⑰薬局は、服薬の注意事項など、調剤結果の情報以外に電子版お薬手帳に登録する情報を患者に交付する。また、患者の意向を踏まえ、これらの情報を、電子版お薬手帳に記入できるようにする。

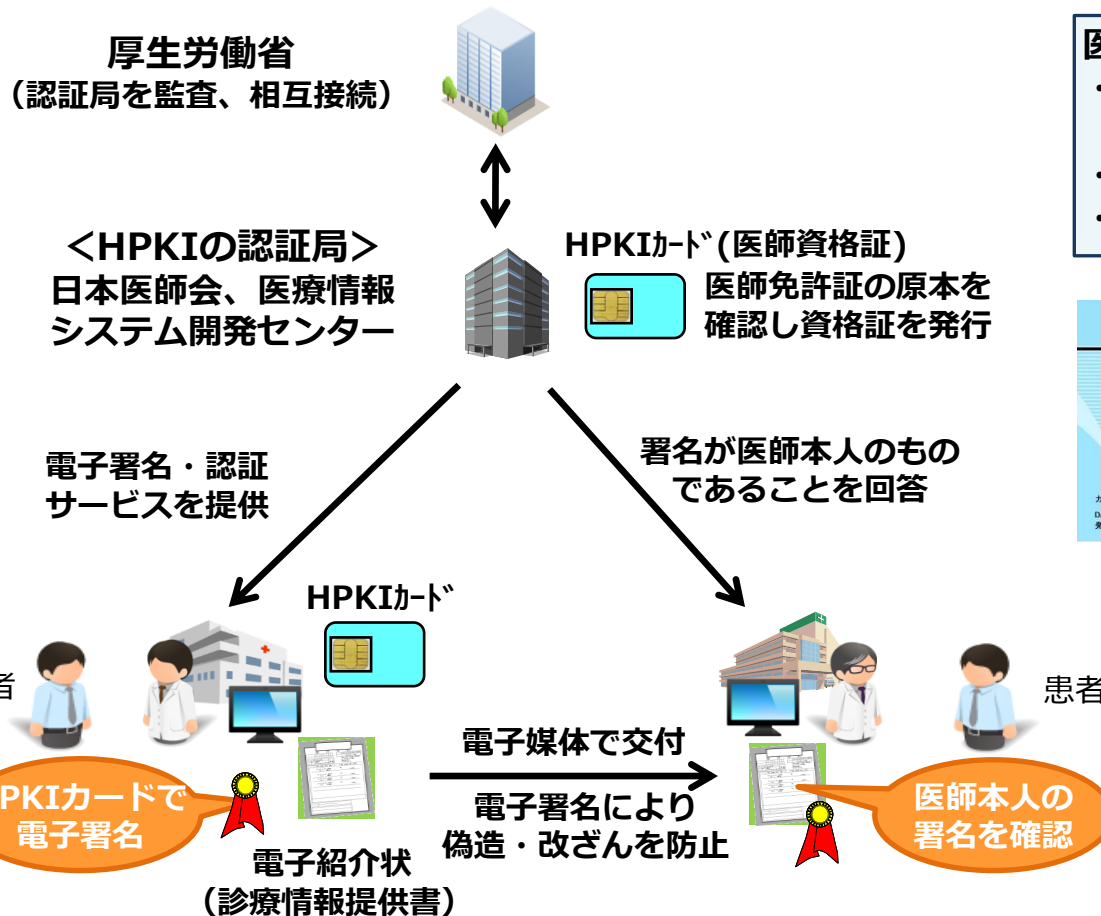
＜電子処方せんに非対応の薬局＞ ①～⑧は処方せん対応薬局の場合と同様

- ⑨薬局は、患者に電子処方せん引換証を紙の処方せんに転換する旨を説明し、電子処方せん引換証に記載された運営主体の連絡先に電話で、処方せんIDと確認番号を伝達し、処方せんの無効化を要求する。
- ⑩ASPサーバは、無効化の要求のあった電子処方せんを無効化する。
- ⑪薬剤師は、定められた方法で、電子処方せん引換証を紙の処方せんに転換する。
- ⑫薬剤師は、必要に応じて疑義照会を行い、処方方を確定する。 ⑬薬剤師は、患者に服薬指導の上、薬剤の交付を行う。

保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI: Healthcare Public Key Infrastructure）

- 保健医療福祉分野の専門職間で電子化された医療情報等の文書を安全にやりとりするため、電子署名・認証の基盤が運営されている（日本医師会で平成17年からHPKIカードを発行）。

※電子署名：電子的文書の作成者が医師・歯科医師・薬剤師等の国家資格保有者であることを証明。電子的な押印・署名に相当。本人確認や偽造・改ざんの防止に用いられる。



医師資格証の活用例

- ・ 医師であることを証明（災害や緊急時に**身分証**として活用）
- ・ **電子的な署名・認証**
- ・ 研修会等の**受講・単位取得の管理** など



ICチップ

電子証明書

HPKIカードの発行実績

日本医師会：約2270枚（H27年12月現在）
医療情報システム開発センター：約40枚（同上）

※日本薬剤師会でも、日本医師会と協力してHPKIを平成28年度から整備予定（現在準備中）。

※しまね医療情報ネットワーク（まめネット）、岡山県晴れやかネットなどでHPKIの電子署名や認証が利用されている。

ゆけむり医療ネット（別府市）での処方せん電子化の実証事業でも、HPKIの電子署名を活用した。

ICTを活用した服薬情報の一元的・継続的把握

「患者のための薬局ビジョン」

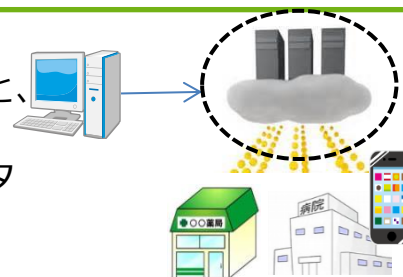
電子版お薬手帳の意義

- お薬手帳は、患者の服用歴を記載し、経時的に管理するもの。患者自らの健康管理に役立つほか、医師・薬剤師が確認することで、相互作用防止や副作用回避に資する。
- 紙のお薬手帳に比べた電子版お薬手帳のメリット
 - ①携帯電話やスマートフォンを活用するため、携帯性が高く、受診時にも忘れにくい。
 - ②データの保存容量が大きいため、長期にわたる服用歴の管理が可能。
 - ③服用歴以外に、システム独自に運動の記録や健診履歴等健康に関する情報も管理可能。

【スマホ型】
患者が薬剤情報
提供書に表示さ
れているQR
コードを撮影し
て取り込む



【クラウド型】
患者同意のもと、
薬局から直接
サーバにデータ
を保管



※どの薬局の情報でも記録できるよう、平成24年に保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS）が標準データフォーマットを策定

普及のための方策

～ バラバラから一つへ～

- 一つのお薬手帳で過去の服用歴を一覧できる仕組みを構築するとともに、異なるシステムが利用される下でも、全国の医療関係者で必要な情報が共有化できるようにする。
- 医療情報連携ネットワークの普及で、将来、ネットワーク上の情報の一部を患者が手帳として携行することも想定。今後を見据え、データフォーマットの統一化などの整備を図る。